

急傾斜地パトロールに
ご協力を

「土砂災害防止月間」（6月1日～30日）及び「かけ崩れ防災週間」（6月1日～7日）に併せて、急傾斜地パトロールを実施します。

パトロール当日は、県の施設である擁壁等を点検するため、下田土木事務所の職員等が皆さまの敷地に立ち入らせていただく場合があります。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ先

下田土木事務所維持管理課

建設課土木管理係

☎ ②22118

（全国瞬時警報システム）の試験放送を実施します

Jアラート

試験放送を実施します

地震・津波や武力攻撃などの緊急時に、Jアラート（全国瞬時警報システム）から送

られてくる国の緊急情報を、同報無線を用いて市民の皆さんへ確実にお知らせするため、次の日程で国民保護情報の試験放送を実施します。

この機会に、市民の皆さんも、

短い時間であわてずに身を守る行動について考えてみましょう。

◎国民保護情報訓練

日時

5月15日（水）午前11時頃

放送内容

（上り4音チャイム）+（これはJアラートのテストです。）×3回+（こちらは、下田市です。）+（下り4音チャイム）

問合せ先 防災安全課防災係

☎ ③64145

平成31年度
軽自動車税の
減免申請について

身体の障害又は精神障害のため日常生活において歩行が困難である方の通院、通学または生業のために使用される軽自動車（原付等2輪車含む）について一定の基準のもとに、軽自動車税が減免されます。

※毎年申請が必要です。

○減免申請の期間は、納税通知書が届いた日から5月31日（金）までです。（軽自動車税の場合）

※元号改正に伴い、本年度の納税通知書は、5月中旬発送を予定しています。

（）のマイナンバーカードを予定しています。

減免される軽自動車税の対象

①所有者が減免を受ける本人名義になつてること。

※4月1日現在、自動車検査証の所有者欄が原則本人主義であることが必要です。

なお、障害者である本人が運転する場合と、生計同一者又は常時介護者が運転する場合で、対象となる障害の等級が異なりますのでご注意ください。

※申請者がある程度の障害の度合いに達していたとしても、本人が社会福祉施設や病院に入園（院）し、軽自動車を運転する者と生計を一にしていない場合には減免できません。

※普通自動車（県税）・軽自動車・バイクなどすべての車種を含め、障害のある方一人について1台だけ減免できます。

○申請に必要な書類

ド（個人番号カード）又は通知カード

印鑑
・委任状（同居親族以外の場合）
※詳細については、各問合せ先までご相談ください。

○軽自動車税

税務課市民税係
(窓口⑨) ☎ ②22118

年途中で減免に該当した場合

下田財務事務所課税課 課税
第二班 ☎ ④2018

○自動車税、自動車取得税
車を新規で登録しようとする場合

沼津自動車検査登録事務所
☎ ⑤050-5540-2051

2019年工業統計
調査を実施します



従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の

重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。

問合せ先

統合政策課政策推進係
☎ ②2212

敷根公園
屋内温水プール
無料開放のお知らせ

無料開放日
5月5日（日）こどもの日

対象
小学生以下の一般入場者

プール営業時間
10時～18時15分

※不明な点は左記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ先
敷根公園屋内温水プール
☎ ②63333